

神奈川県県土整備局工事等検査要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県県土整備局が発注する工事及び委託業務の検査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工 事 県土整備局が発注する、建設業法別表第1の上欄に掲げる工事をいう。
- (2) 委託業務 県土整備局が発注する測量、調査、設計、工事監理及び常駐監督等業務の委託をいう。
- (3) 工事等 工事及び委託業務をいう。
- (4) 工事主管課 県土整備局主管課で本庁契約により工事等が発注している課をいう。
- (5) 所 長 県土整備局出先機関の所長をいう。
- (6) 所長等 工事主管課の課長及び所長をいう。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、完成検査（指定部分に係るもの及び委託業務における引渡部分に係るものを含む。）、出来形検査、中間（部分）技術検査、中間（全体）技術検査及び抜打ち検査とする。〔以下、中間（部分）技術検査、中間（全体）技術検査をあわせて「中間技術検査」という。〕

- (1) 完成検査は、工事等が完成したときに行う。完成検査では、出来形検査、中間技術検査において検査済みの部分（部分引渡を受けたものは除く。）も必要に応じ確認することができるものとする。
- (2) 出来形検査は、工事等の既成部分について部分払いをしようとするとき若しくは工事等の中止、打切り（工事請負契約約款第4条により履行保証を請求した場合を含む。）又は契約解除による既成部分の引受けをするときに行う。
- (3) 中間（部分）技術検査は、別表第1に掲げる工種の出来形部分について所長等が必要と認めた場合に行う。
- (4) 中間（全体）技術検査は、別表第2に掲げる対象工事について、施工中の各段階における施工体制、施工状況、出来形及び品質等工事全体について、品質確保を図り、疎漏工事の防止することを目的として、別に定める中間（全体）技術検査実施要領に基づき行う。
- (5) 抜打ち検査は、工事の施工中に、施工体制、安全管理及び品質管理等の向上を図り、もって不良工事の防止等を行うことを目的とし、別に定める抜打ち検査実施要領に基づき行う。本要綱の第5条、第7条、第9条、第10条、第12条、第13条、第15条から第20条及び第22条は適用しないものとする。

(検査員)

第4条 検査員には、その検査の実施に必要な専門的知識技能を有する次の各号に掲げる職員をあてるものとする。

- (1) 技術管理課にあつては、課長又は課長が命ずる所属の職員（以下「技術管理課検査員」という。）
- (2) 工事主管課にあつては、課長又は課長が命ずる所属の職員（以下「工事主管課検査員」という。）
- (3) 出先機関にあつては、所長又は所長若しくは副所長が命ずる所属の職員（以下「事務所検査員」という。）とし、このうち、部長職又は課長職にある職員について、都市部長へ報告するものとする。

(検査の範囲)

第5条 技術管理課検査員は、次の各号に掲げる完成検査、出来形検査及び中間技術検査を行う。ただし、技術管理課長が必要と認めた場合にあつては、工事主管課検査員及び事務所検査員に行わせるものとし、工事等検査実施通知書（第3号様式）により、所長等に通知するものとする。

- (1) 契約金額 500 万円以上の工事及び低入札価格契約工事
 - (2) 契約金額 150 万円以上の委託業務のうち、神奈川県設計業務委託等成績評定要領（以下「委託評定要領」という。）による評定の対象となるもの。
- 2 前項のうち、都市部長が指定する次に掲げるものについては、事務所検査員に行わせるものとし、都市部長は、工事等検査実施通知書（第3号様式）により、所長に通知するものとする。
- (1) 契約金額 500 万円以上 1,000 万円未満の工事のうち必要と認めたもの。
 - (2) 契約金額 150 万円以上 1,000 万円未満の委託業務のうち必要と認めたもの。
- 3 工事主管課検査員は本庁契約の工事等のうち、次の各号に掲げる完成検査、出来形検査及び中間技術検査を行う。
- (1) 契約金額 500 万円未満の工事
 - (2) 契約金額 150 万円未満の委託業務
 - (3) 委託評定要領による成績評定を行わない契約金額 150 万円以上の委託業務
- 4 事務所検査員は次の各号に掲げる完成検査、出来形検査及び中間技術検査を行う。
- (1) 契約金額 500 万円未満の工事
 - (2) 契約金額 150 万円未満の委託業務
 - (3) 委託評定要領による成績評定を行わない契約金額 150 万円以上の委託業務
- 5 前4項のほか、次の各号に掲げる工事等の検査（確認）は本要綱によらず工事主管課が行うものとする。
- (1) 他の官公庁と委託契約した工事
 - (2) 市町村等への補助事業に関するもの。
- 6 前5項のほか、鉄道事業者への委託工事の検査（確認）は、本要綱によらず県土経第68号（平成23年5月19日経理課長通知）によるものとする。

(他部局等への検査依頼)

第6条 前条の規定にかかわらず、技術管理課長又は所長等は所属の職員によって検査を行うことが困難又は適当でないとは判断したときは、他部局等に検査を依頼することができる。

(検査の命令)

第7条 都市部長、技術管理課長及び所長等は、次により検査を命ずるものとする。

- (1) 技術管理課長は、技術管理課検査員に工事等検査命令書（第2号様式）を交付するとともに、所長等に工事等検査実施通知書（第3号様式）により、検査員の職及び氏名を通知する。
- (2) 所長等は、工事完成届（神奈川県工事執行規則第6号様式）又は委託業務完了通知書（神奈川県公共土木設計業務等標準委託契約約款及び神奈川県公共建築設計業務標準委託契約約款の運用基準第21号様式）の余白に、命令事項を記入するものとする。ただし、補修等のための工事で300万円未満のものにあつては、副所長が工事完成届に必要事項を記載するものとする。
- 2 所長等は、第5条第1項ただし書きに基づき通知のあつた検査にあつては、前項第2号の規定を準用するものとする。
- 3 都市部長は、第5条第2項に基づき通知を行う検査について、事務所検査員に工事等検査命令書（第2号様式）を交付するとともに、所長に工事等検査実施通知書（第3号様式）により、検査員の職及び氏名を通知する。
- 4 所長等又は副所長が検査を命ずる場合は、当該工事等の監督員又は調査職員以外の職員に命じなければならない。

第2章 検査の実施

(検査員の心得)

第8条 検査員は、検査にあたりその責務を自覚し公正にこれを行わなければならない。

(検査依頼)

第9条 所長等は、第5条第1項の工事等にあつては、次の各号の定めにより工事等検査依頼書（第1号様式）を技術管理課長に提出しなければならない。

- (1) 工事及び委託業務の検査を行う場合は、検査予定月の前月の10日までに工事等検査依頼書（第1号様式）を提出
- (2) 工事及び委託業務の検査を追加する場合は、その都度速やかに工事等検査依頼書（第1号様式）を提出
- 2 所長は、第5条第2項の工事等にあつては、前項の定めにより工事等検査依頼書（第1号様式）を都市部長に提出しなければならない。

(検査の時期)

第10条 工事の完成検査及び出来形検査は、工事完成届及び出来形検査申請書を受理した日から14日以内に行わなければならない。ただし、期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日又は12月

29日から12月31日までの日に当たるときは、期間は、その翌日までとする。

- 2 委託業務の完成検査及び出来形検査は、委託業務完了通知書及び出来形検査申請書を受理した日から10日以内に行わなければならない。ただし、期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日又は12月29日から12月31日までの日に当たるときは、期間は、その翌日までとする。
- 3 中間技術検査は、その都度速やかに行うものとする。

(検査の立会)

第11条 工事の検査（抜打ち検査を除く。）においては、監督員（複数の場合は、1名以上）のほか、所長等があらかじめ指名した職員が立ち会うとともに、所長等は、当該工事の受注者（又は現場代理人）及び主任（監理）技術者を立ち合わせなければならない。ただし、工事監理、常駐監督業務及び現場技術業務（以下「工事監理等」という。）を委託している工事においては、所長等は工事監理等に従事する者を立ち合わせるとともに、監督員以外の立会者を必要に応じて指名することができる。

- 2 中間技術検査において技術管理課長は、当該工事を所管する本庁の課（以下「主管課」という。）の課長に主管課所属の職員の立会を求めることができる。
- 3 抜打ち検査に際しては、監督員（複数の場合は、1名以上）が立ち会い、所長等が必要と認めた場合は、所長等があらかじめ指名した職員が立ち会うものとする。
- 4 委託業務の検査に際しては、調査職員（複数の場合は、1名以上）及び所長等があらかじめ指名した職員が立ち会うものとする。この場合において所長等は、当該委託業務の受注者又は管理技術者、及び照査技術者を立ち合わせなければならない。

(検査の準備)

第12条 工事の検査に際して監督員及び受注者は、次の各号に定める書類等の準備を行うものとする。

(1) 監督員

- ア 契約書、設計図書、工事施工管理資料、材料検査、指示書及び工事打合簿等
工事施工上の関係書類
- イ 施工管理基準、検査基準に基づく破壊検査及び検査員からあらかじめ指示された場合の破壊の受注者への指示及び確認
- ウ その他必要とされるもの

(2) 受注者

- ア 工事施工にあたって作成したすべての工事施工管理資料及び材料検査の記録
- イ 必要により現地の測点、距離、幅員、厚さ等検査範囲及び構造物の出来形寸法の表示
- ウ 他の官公庁との手続関係書類等
- エ 検査に必要な用具
- オ 監督員の指示による検査のための破壊
- カ その他監督員から指示された事項及び必要とされるもの

2 委託業務の検査に際して調査職員及び受注者は、次の各号に定める書類等の準備を行うものとする。

(1) 調査職員

- ア 契約書、設計図書、契約書の中で行われた指示及び協議等の関係書類
- イ その他必要とされるもの

(2) 受注者

- ア 成果物
- イ 契約書、設計図書、契約書の中で行われた指示及び協議等の関係書類
- ウ 成果物の作成にあたって使用した基準書等
- エ 他の官公庁との手続関係書類等
- オ 検査に必要な用具
- カ その他必要とされるもの

(検査の実施)

第 13 条 検査員は、契約書、設計図書、工事写真及びその他の関係書類に基づいて、工事にあつては実施について、委託業務にあつては成果物（必要に応じ実地も含む。）及び業務にあつて作成したすべての業務管理資料について、それぞれ検査し確認しなければならない。

2 前項にかかわらず、実地について明視することができない地下若しくは水中その他外部からは検査を行い難い部分については、出来形管理写真等によりこれを確認することができる。

(検査の技術基準)

第 14 条 検査員が検査を実施するにあつて必要な技術基準は、別に定めるところによる。

(破壊検査等)

第 15 条 検査員は検査にあたり必要があると認めたときは、既成部分の一部を破壊若しくは試験等によりその内容を確認するものとする。

(工事等の手直し命令)

第 16 条 検査員は、検査の結果、工事等の既成部分が契約内容に適合しない場合は、遅滞なく手直しをさせなければならない。

2 前項の手直し命令は、都市部長が命令した事務所検査員による検査にあつては都市部長が、技術管理課検査員による検査にあつては技術管理課長が、工事等手直し通知書（第 4 号様式の 1）により指示事項を所長等に通知し、これに基づき所長等が受注者に工事等手直し指示書（第 4 号様式の 2）を交付することとし、工事主管課検査員及び事務所検査員による検査にあつては、所長等が工事等手直し指示書に手直し指示事項を記載のうえ受注者に交付することによって行うものとする。

3 第 1 項の手直し事項が重大な場合は、所長等と協議しなければならない。

(手直し工事の施工等)

第 17 条 受注者は、前条により手直し指示があつた場合は、速やかに手直し工事の施工等を実施しなければならない。

- 2 受注者は、手直し工事等が完了したときは、手直し工事等完了届(第4号様式の3)を所長等に提出しなければならない。

(再検査)

第18条 所長等は、手直し工事等完了届を受領したときは、手直し工事等完了届の写しを検査命令者に提出し、再検査を受けなければならない。

- 2 前項による検査は、手直し部分について行い、当初検査を担当した検査員をもってこれにあてるものとする。ただし、やむを得ない場合は他の職員をあてることができる。
- 3 前2項により検査を完了したときは、検査員は工事等手直し確認書(第4号様式の4)により、検査命令者に報告しなければならない。
- 4 工事主管課検査員及び所長が命令した事務所検査員による手直し命令にあつては、第1項の規定にかかわらず、所長等が直ちに再検査を命令しなければならない。

(工事等の軽微な手直し)

第19条 検査員は、検査の結果軽微な手直しの必要があると認めるときは、工事等結果指摘(手直)事項調書(第5号様式)により監督員又は調査職員及び現場監理を委託している監理事務所等に指示するものとする。

- 2 受注者は、前項の指示を受けたときは速やかに手直しを実施し、その完了について監督員又は調査職員の確認を受けなければならない。
- 3 監督員又は調査職員は、手直し完了を確認したときは、遅滞なく工事等結果指摘(手直)事項調書により検査員及び所長等に報告するものとする。

(検査写真の撮影要領)

第20条 工事検査の写真を撮影するときは、別表第3の黒板を参考とするほか「土木工事写真の手引」又は国土交通省官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方」に定める方法により撮影しなければならない。

- 2 委託業務の検査写真は、実地において検査する場合を除いては、撮影を省略することができる。

(検査の中止)

第21条 検査員は、検査の実施にあたり次の各号の一に該当するときは検査を中止し、直ちに検査命令者に報告してその指示を受けなければならない。

- (1) 受注者若しくは現場代理人又はその他の使用人が検査の実施を妨害したとき
- (2) 工事の施工状況等が設計図書等と著しく相違しているとき又は工事の施工結果等に重大な欠陥を発見したとき
- (3) 前2号のほか検査の実施が困難となったとき

- 2 前項により検査を中止したときは、都市部長が命令した事務所検査員による検査にあつては都市部長が、技術管理課検査員による検査にあつては技術管理課長が、検査中止通知書(第12号様式)により所長等に通知するものとする。

(検査の復命)

第22条 検査員は、所定の検査を完了したときは、神奈川県請負工事成績評定要領(以下「工事評定要領」という。)及び委託評定要領に基づき成績を評定し、次の

各号に掲げる書類等を添付した工事検査復命書等（第6号様式、第7号様式又は第8号様式）を検査命令者に復命するものとする。〔「中間（部分）技術検査」及び現場における施工の出来形がない場合（工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品等のみ）の出来形検査を実施した場合は、評定を行わないものとする。〕

ただし、技術管理課検査員以外が行う完成検査及び出来形検査のうち、成績評定を行わない工事等の検査においては、特別の定めがない限り、財務規則第51条の検査の報告をすることをもって、検査の復命とする。

- (1) 検査の際撮影した写真
- (2) 手直しを命じた場合にあっては工事等手直し確認書
- (3) その他必要とされるもの

2 中間技術検査を行った検査員は、中間技術検査調書（第9号様式）を作成しなければならない。

第3章 雑則

（検査成績表の通知等）

第23条 技術管理課長は、成績評定を行う工事等の完成検査、出来形検査及び中間（全体）技術検査を実施した場合は、工事成績採点表（工事評定要領第1号様式）若しくは、設計業務委託等成績採点表（委託評定要領第1号様式～第6号様式）の写し等を所長等に送付するとともに、工事検査実施状況調書（第10号様式）及び設計業務委託等検査実施状況調書（第11号様式）により検査成績を所長等に遅滞なく通知するものとする。

2 所長等は評定結果について、工事成績評定通知書（工事評定要領第2号様式）又は、設計業務委託等成績評定通知書（委託評定要領第7号様式）により受注者に速やかに通知するものとする。

（実施細目）

第24条 この要綱に定めるもののほか、工事等の検査に関し必要な事項は県土整備局長が別に定める。

附 則 （平成12年9月1日技管第77号）

- 1 この要綱は、平成12年9月1日から施行する。
- 2 神奈川県県土整備部土木工事検査要綱（平成11年6月1日県土整備部長通知）及び神奈川県県土整備部建築工事検査要綱（平成11年6月1日県土整備部長通知）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
- 1 この要綱は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。
附 則
- 1 この要綱は、平成 22 年 10 月 15 日から施行する。
附 則
- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。
附 則
- 1 この要綱は、平成30年12月1日から施行する。
附 則
- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 中間(部分)技術検査の範囲とする工種 (第3条関係)

- 1 工事の既成部分について部分使用をしようとする場合
- 2 堰堤工
堰堤直高 15m以上の堰堤工の岩盤、根入れ及び段切り
- 3 鋼製品等
鋼桁、水門、堰、歩道橋等の工場製品
- 4 埋設前のケーソン (鋼製品)
- 5 その他、完成時点に判定困難な工事

別表第2 中間(全体)技術検査の対象工事 (第3条関係)

- 1 低入札価格契約工事 政府調達対象工事低入札価格調査取扱要領に基づく、「調査基準価格」を下回る価格で契約した工事
- 2 大規模工事 原則として当初契約金額が1億円以上の土木工事及び大規模な建築物の新築・増改築工事
- 3 重要構造物等工事 橋梁(上部工、下部工)、トンネル、シールド、港湾施設、地下駐車場、大規模堰堤、大規模分水路の工事
(ただし、維持・補修工事は除く)
- 4 その他、所長等が必要と認めた工事

※ 大規模工事、重要構造物等工事についての定義については、中間(全体)技術検査実施要領にて定めるものとする。

別表第3 検査写真撮影用黑板規格（第20条関係）

<土木工事の場合>

70cm					
8	17	10	6	9	20

工事名	年度		工事		(施工) (中間技術)	(出来形) (完成)	8
河川名 路線名			地名				6
(検査) 年月日	年 月 日	晴 曇 雨	位置	NO	L. C. R		6
工 種							24

50
cm

6	44	20
---	----	----

備考（ ）内は必要に応じて記入すること。

<建築、設備等工事の場合>

70cm	

工事件名			50 cm
撮影年月日：		撮影箇所：	
受注者			

工事等検査依頼書

年 月 日

（検査命令者） 殿

事務所（工事担当課）長

別添のとおり、 月分の工事・委託業務（完成・出来形・中間（部分・全体）技術）
検査を依頼します。

問合せ先
工事契約担当課
内線

工事等検査命令書

年 月 日

(検査命令者)

次のとおり工事・委託業務（完成・出来形・中間（部分・全体）技術）検査を命じます。

検査員職・氏名	
---------	--

事務所（工事担当課）名		番号	工事・委託
工事名		公共・県単	
工事場所			
検査の種類	完成・出来形・中間（部分・全体）技術		
契約締結年月日	年 月 日		
着手年月日	年 月 日		
契約工期	年 月 日から 年 月 日まで		
受注者名			
契約金額	円		
今回出来高査定金額	円		
備考			

- ※1 備考欄には、工事概要、工事担当者名を記載する。
- ※2 土木工事の場合は、工事場所に路線・河川名等を記載する。
- ※3 検査番号欄には、上段に工事か委託かを記載し下段に検査番号を記載する。

検査予定年月日	年 月 日 (工事は、工事完成届及び出来形検査申請書受理日から14日以内に実施) (委託は、委託業務完了通知書及び出来形検査申請書受理日から10日以内に実施)
---------	---

- ※4 検査予定年月日は、検査日確定後記入し、写しを速やかに検査グループあて送付する。
- ※5 検査命令後に記載事項に変更が生じる場合があるので、検査実施時に確認すること。
- ※6 検査グループあて送付後に、検査予定年月日の変更が生じた場合には、再度速やかに連絡すること。

工事等手直し通知書

年 月 日

事務所 (工事担当課) 長 殿

(検査命令者)

工事名			
受注者名		契約金額	
工事場所		検査年月日	年 月 日

上記工事等について検査を実施したところ次の修補 (改造) が必要ですので、別紙指示書により手直しを指示されるよう通知します。

手直し工事等の期間	年 月 日 から	年 月 日 まで
指摘事項及び手直し事項		

(問合せ先 検査グループ)

工事等手直し指示書

年 月 日

（受注者） 殿

事務所（工事担当課）長 印

工事名			
受注者名		契約金額	
工事場所		検査年月日	年 月 日

上記工事等について検査を実施したところ次の修補（改造）が必要ですので、手直しを指示します。

なお、手直しが完了したときは工事等手直し完了届を提出してください。

手直し工事等の期間	年 月 日 から	年 月 日 まで
指摘事項及び手直し事項		

工事等手直し完了届

年 月 日

事務所(工事担当課)長 殿

(受注者)

工事名			
受注者名		契約金額	
工事場所		検査年月日	年 月 日

上記工事等について、次の指示のとおり手直しを完了しましたので届け出ます。

手直し工事等の期間	年 月 日 から	年 月 日 まで
指摘事項及び手直し事項		

(備考) 責任者及び担当者の氏名並びに連絡先(電話番号)を記載した場合は、押印を省略することができる。

工事等手直し確認書

年 月 日

（検査命令者） 殿

検査員 職氏名

工事名			
受注者名		契約金額	
工事場所		検査年月日	年 月 日

上記工事について、手直し工事等が指示のとおり完了したことを確認しましたので、報告します。

手直し工事等の期間	年 月 日 から	年 月 日 まで
指摘事項及び手直し事項		

工事等結果指摘（手直）事項調書

工事名				
工事場所				
検査年月日		年 月 日	検査員	
検査の種類				
受注者名			契約金額	
工事概要				
契約工期		年 月 日 年 月 日	出来高	
検査 立 会 人	事務所(担当課) 名			
	監理事務所等			
	監督員(調査職員) 名			
下記の指摘事項は 年 月 日から 年 月 日までの 日間で完了いたします。 年 月 日 受注者（現場代理人・管理技術者）				
指摘事項				
上記指摘事項の手直しが完成したことを確認しました。 年 月 日 監督員又は調査職員 職・氏名				

（備考）受注者は、氏名並びに連絡先（電話番号）を記載した場合は、押印を省略することができる。

工事（完成・出来形・中間（全体）技術）検査復命書
殿

年 月 日検査を終了したので復命します。
検査員 職氏名

事務所(工事担当課)名				番 号	
工事名				公共・県単	
工事場所					
受注者名					
契約金額		円	契約年月日	年 月 日	
変更契約金額		円	契約工期	年 月 日から	
今回出来形査定金額		円		年 月 日まで	
検査立会人	監督員			(完成・出来形・中間)年月日	年 月 日
	工事施工課			(完成・出来形・中間)確認年月日	年 月 日
	主管課		受注者	受注者又は現場代理人	
	監理事務所・現場技術員			主任(監理)技術者	
種 別		検査(支払)年月日		支払金額	評定者 評定点
前払金		年 月 日		円	
		年 月 日		円	
		年 月 日		円	
監督員評定					点
担当課長等評定					点
出来形・中間技術既済評定	① 出来形・中間技術	(検査日)	年 月 日	円	点
	② 出来形・中間技術		年 月 日	円	点
	③ 出来形・中間技術		年 月 日	円	点
	④ 出来形・中間技術		年 月 日	円	点
	⑤ 出来形・中間技術		年 月 日	円	点
	⑥ 出来形・中間技術		年 月 日	円	点
	平均				
検査員 完成(出来形・中間) 評定					点
評定点計					点
法令遵守等					点
評定点					点
工 事 概 要			検査結果・所見等		
(出来形 %)					

設計業務委託等（完成・出来形）検査復命書

殿

年 月 日検査を終了したので復命します。
検査員 職氏名

事務所(工事担当課)名				番 号	
工事名				公共・県単	
工事場所					
受注者名					
契約金額		円	契約年月日	年	月 日
変更契約金額		円	契約工期	年	月 日から
今回出来形査定金額		円		年	月 日まで
検査 立 会 人	調査職員	(完成・出来形)年月日		年	月 日
	工事施工課	(完成・出来形)確認年月日		年	月 日
	主管課	受 注 者	受注者又は管理技術者		
			照査技術者		
種 別	検査(支払)年月日		支払金額	評定者	評定点
前払金	年 月 日		円		
調査職員評定					点
担当課長等評定					点
減点事項評定点					点
出 来 形	① 出来形	(検査日) 年 月 日	円		点
	② 出来形	年 月 日	円		点
	③ 出来形	年 月 日	円		点
	④ 出来形	年 月 日	円		点
	平 均				点
完成（出来形）評定点					点
評定点					点
総合評価のランク			A・B・C・D・E		
委 託 概 要			検査結果・所見等		
(出来形 %)					

中間（部分）技術検査復命書

殿

年 月 日検査を終了したので復命します。

検査員 職氏名

事務所(工事担当課)名				番号	
工事名				公共・県単	
工事場所					
受注者名					
契約金額		円	契約年月日	年	月 日
変更契約金額		円	契約工期	年	月 日から
立 会 人	監督員			年	月 日まで
	工事施工課		受注者	受注者又は現場代理人	
	監理事務所・現場技術員		主任(監理)技術者		
工 事 概 要			検査結果・所見等		

中間（部分・全体）技術検査調書

年 月 日

殿

検査員 職氏名

次のとおり別紙設計図書及び図面により中間（部分・全体）技術検査いたしました。

契約工事名		受注者	
工事場所			
契約金額		契約締結年月日	年 月 日
契約工期	年 月 日 年 月 日	検査年月日	年 月 日
対象工種			
備 考			

工事検査実施状況調書（ 月）

事務所（工事担当課）名

番号	工事名	路線 河川名	工事場所	検査日	検査の 種類	検査員	受注者名	監理事務所名	契約金額	契約工期	評点	備考

※ 1 検査の種類は、完成・出来形・中間（部分・全体）技術検査の区分を記載する。

※ 2 備考欄には、認定番号及び業者等級等を必要に応じて記載する。

設計業務委託等検査実施状況調書（ 月）

事務所（工事担当課）名

番号	工事名	路線 河川名	委託業務 箇所	検査日	検査の 種類	検査員	受注者名	契約金額	契約工期	評点	備考

※ 1 検査の種類は、完成・出来形検査の区分を記載する。

※ 2 備考欄には、認定番号及び業者等級等を必要に応じて記載する。

検査中止通知書

平成 年 月 日

事務所（工事担当課）長 殿

（検査命令者）

次の工事について、検査要綱第 21 条に基づき（完成・出来形・中間（部分・全体）技術）検査を中止したので通知します。

工事名			
受注者名		契約金額	
工事場所		検査年月日	年 月 日
中止理由			

（問合せ先 検査グループ）

